

# 札幌市子どもの権利委員会

## 第5回委員会

### 会 議 録

日 時 : 平成22年6月14日(月) 16時30分開会  
場 所 : 札幌市役所本庁舎18階 第1常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、定刻となりましたので、第5回子どもの権利委員会を始めたいと思います。

実は、本日、委員長にお越しいただいているのですけれども、体調がすぐれないということで、進行については副委員長をお願いしたいと思います。以降、よろしくお願いいたします。

○副委員長 こんにちは。

今日は、委員長の体調がすぐれないということで、私が進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、事務局から連絡がございますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 本日の欠席でございますけれども、小栗委員と山本委員と秦委員の3名から欠席の連絡がございました。D委員は遅れて見えられると思います。過半数が出席しており、定足数を満たしております。

## 2. 議 事

○副委員長 それでは、早速、第5回委員会を進めてまいります。

議題は、皆さんのお手元に式次第があると思いますが、一つ目は子どもの権利条例に基づく平成21年度の実施状況について、二つ目は子どもの権利に関する推進計画における主要項目について、三つ目は子どもとの意見交換について、この3点を予定しております。

なお、本日の終了時刻は6時半を予定しております。できるだけこの時間に向けて議事を進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、第1の議題として、子どもの権利条例に基づく平成21年度の実施状況についてでございます。

昨年4月に条例を施行して以来、札幌市の1年間の取組をまとめたものが資料になってお手元に配付されていると思います。お手元の資料4でございます。これについて、事務局から簡単にご報告を受けた後で、皆さんからご意見、ご感想をいただきたいと思います。

それでは、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、私から説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

資料4、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成21年度取組状況報告書をごらんいただきたいと思います。

まず、表紙を1枚おめくりいただきますと、1ページに総括がございます。ここでは、昨年4月の条例施行以来、子どもの権利に関する理解促進、普及に向けたさまざまな取組を教育委員会と連携しながら取り組んでまいりました。教育委員会におきましても、学校教育の場で子どもの権利の理念を生かす取組を積極的に進めてきたところでございます。

また、子どもの権利救済機関につきましては、子どもにも一定程度認知が進んできてお

りまして、昨年度1年間の相談実績は、ちょうど2段落目ぐらいにございますが、実件数で前年度比1.7倍と伸びていること、さらには、調整、申し立ての事例につきましても、おおむね当事者間の納得を得た形で関係改善が図られていることをかんがみますと、新たな救済機関としての役割を一定程度果たしたものと考えているところでございます。

なお、条例制定過程におきましては、いわゆる権利の濫用による混乱が生じるのではないかとの懸念も上げられていたところではございましたが、昨年1年間でアシストセンターに寄せられた事例、さらには教育委員会における学校に対する日常的な指導等の中では特にそういった事例はございませんでした。

また、最後に、この子どもの権利委員会の設置、また推進計画の策定に向けて現在取り組んでいる状況についても記載させていただいております。

以上、1ページ目は総括ということでまとめさせていただいております、具体的な取組は2ページ以降に掲載しておりますので、簡単に説明させていただきます。

まず、2ページですが、子どもの権利について理解していただくために、広報普及活動としてパンフレットやポスター、新たに発行したニュースレター、また、3ページには、普及啓発事業の一つとして「子どもの輝きフェスティバル」などの事業を実施した実績を記載させていただいております。

また、5ページには、学校教育における理解促進に向けた取組ということで、昨年作成いたしました指導の手引を各学校に配布させていただきましたが、そういった取組や、6ページにつきましては、教員研修の実施ということで、これまで教育委員会で実施しております研修の中で子どもの権利の視点を取り入れて研修会を実施したという実績を整理しているところでございます。また、6ページの一番下に公開授業の実施とございますが、昨年、伏見中学校と元町北小学校のそれぞれ1校ずつで公開授業を実施いたしましたので、その結果について簡単に記載させていただいております。

あと、昨年、子どもの権利についてどういった形で普及啓発を図っていったらいいかということで、子どもの権利に関する教育研究協議会を設置いたしました。具体的な内容については、8ページの表で三つのグループに分けてそれぞれ整理しております。

こういった昨年度の取組を今年度も反映させるべく、引き続き取り組んでいくところでございます。

次に、3点目として、子どもの参加等の取組の推進です。前々回、子どもの権利に関して市内でどのような施策が実施されているかを調査しまして、簡単に資料を配らせていただきました。その内容についても8ページ、9ページに簡単に記載させていただきました。

11ページは、権利の保障の仕組みづくりということで、子どもの権利委員会の設置、運営や子どもの権利に関する推進計画の策定について簡単に記載させていただいたところでございます。

12ページは、子どもアシストセンターの運営状況でございます。先ほど、相談件数が実件数で今年の1.7倍と簡単にお話ししましたがけれども、それ以外の相談件数、調整活

動の件数、申し立ての件数等を簡単に記載させていただいたところでございます。

以上、12ページまでが平成21年度の実績でございます。13ページ以降は、平成22年度、今年度以降にどう取り組むかということで、簡単に取組の内容についてまとめさせていただいております。

まず、子どもの権利に関する理解促進に向けた取組でございます。

前回の権利委員会でもご説明させていただきましたが、条例の認知度の結果が余り高くなかった部分も踏まえて、条例についてさらに理解を広めるための取組として、新規の事業を四つほど上げさせていただいております。ただ、前回の調査結果でも、やはり学校等の授業で子どもが知ったという割合が多いということも踏まえて、昨年度同様、教育委員会と連携しながらこういった取組について重点的に取り組ませていただきたいと思いますところでございます。また、外部有識者でございます子どもの権利推進アドバイザーの助言等も得ながら取組の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

13ページの下段にあります子どもの参加の促進につきましては、前回お配りさせていただいた「子どもの参加の手引（トライアル版）」を作成させていただきましたが、それ以外に今年度は市民向けの手引も作成する予定でございます。また、実際に地域で子どもの参加を支援する子どもサポーターの養成講座も現在企画しているところでございます。

最後に、14ページは、子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進ということで何点か取組を掲載させていただいております。

1段目の公開授業、また2段目の教員研修にも記載しておりますが、仲間同士がお互いに支え合う仕組みでございますピア・サポートの実践に向けた内容を取り入れることや、3段目以降にあります昨年度開発しました研修用の資料の配布、子ども向けの啓発資料の作成などを行い、各学校において取組が一層推進するように支援してまいりたいと考えております。

平成21年度は、条例施行初年度ということで、いわゆる基礎固めの年でございますが、今後、条例の理念の実践を進めるための取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、この取組の概要、また今後の取組の方向性等についてご説明させていただきましたが、委員の皆様からお気づきの点やご意見等がありましたら、それを伺わせていただきまして、今年度の取組等にも反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの報告は以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

事務局より1年間の報告がございました。

今のお話をお聞きになりまして、委員の皆様から何か意見や感想等がありましたらお願いいたします。

○A委員 7ページの公開授業のことについてお聞きしたいと思います。

中学校のところで参加者が一般市民1名となっているのですけれども、この公開授業は事前に広報などが市民にあったのでしょうか。小学校の方は一般市民の参加はありませんが、中学校の方は1名ということだったので、事前に広報があったのかなということと、去年、新聞に記事が載りましたね。それで、この委員会の第1回目の後だったので、その記事を見たときに、その話は聞いていなかったなと思ひまして、教えてほしかったなとそのときに感じたのですけれども、お願いします。

○副委員長 では、事務局からお願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） では、教育の担当からお答えさせていただきます。

○事務局（工藤教育委員会指導担当係長） 教育委員会指導担当係長の工藤と申します。座ったままで失礼いたします。

昨年度の公開授業ですが、実施校におきまして公開授業を行う日取りがなかなか決まらず、教育委員会のホームページ上でのご案内という形にとどまってしまった状況でございます。今年度も公開授業を予定しておりますので、そのあたりを踏まえまして、広報さっぽろ等での広報についても努めてまいりたいと考えております。

○副委員長 A委員、よろしいでしょうか。

○A委員 ありがとうございます。

日程が決まらなかったということはわかりました。

教育委員会のホームページや広報さっぽろでの広報に努めるということでしたけれども、今年も公開授業を充実させていくということであれば、実施する学校の保護者の方だけでもお知らせのお手紙を出していただけるといいのではないかと思います。教育委員会のホームページを見たり、広報さっぽろを隅から隅まで見るということをなかなかできない方もいると思いますので、そのようにしていただけるといいなと思ひました。

○副委員長 今のお話は、よろしいでしょうか。

○事務局（工藤教育委員会指導担当係長） はい。

○副委員長 ちょっとお聞きしたいのですが、この中学校と小学校の公開授業は毎年していくということですか。

○事務局（工藤教育委員会指導担当係長） ある程度、子どもの権利の理念を踏まえた、生かした授業といいますか、教育活動が定着してくるまでは行っていきたいと考えております。

○副委員長 ほかにどなたか、ご意見、ご感想はありませんでしょうか。

○B委員 今のお話にありましたように、子どもの理念を踏まえて学校教育の中でお知らせをしながら取り組んでいくということですが、どの程度の授業の中でやっていらっしゃるのでしょうか。例えば、1週間に1回、それにどの程度の時間を費やしているとか、そういう具体的なことをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○事務局（工藤教育委員会指導担当係長） お答えいたします。

ご存じのように、子どもの権利という授業は学習指導要領でも示されておりませんので、子どもの権利の理念や考え方に基づいた教育指導という考え方になります。そう考えたときに、これは各学校で学習指導要領にのっとってカリキュラムを決めていきますので、必ずどの学校でも何時間というふうな設定にはなっておりません。ただ、例えば教科ですと、社会科で基本的人権の学習を小学校であれば6年生で、中学校であれば3年生の社会科の公民的分野のところで学習いたしますし、子どもの権利条約の学習が中学校の家庭科や社会科の中で出てきますので、そこにあわせて本市の条例のことも含めて学習するようなスタイルになります。あわせて、今回、公開授業で行ったように、豊かに生きるということと、本市の条例の中で示されたところをかぶせて、各学校において似たような教材での取組が行われておりますので、毎週という形ではないのですが、年に何度か、子どもの権利に関する学習を行っております。また、特別活動で言うと、児童会活動や生徒会活動のように、自分たちが自分たちの手で物事を決めたり問題を解決したりする取組も各学校で行われておりますので、そういうところで学習をしております。

○副委員長 取組の状況報告につきましては、今日、この後に議題の2と3でかなり時間をとって話し合いをしたいと思っておりますので、短い時間ではありますが、この程度で終わらせていただきたいと思います。この報告は、次年度以降も毎年きちんとされるということによろしいですね。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 本来であれば、もう少し早い段階で皆さんのご意見を聞きながら状況報告書をまとめることになったと思うのですが、今回は委員会と並行する形になりました。基本的には、この子どもの権利委員会の役割の一つである施策の検証の一環として、1年間の総括を報告書という形で次年度以降もまとめさせていただきます。また、この件につきましては議会にも報告することになっておりますので、そういった部分との調整も図りながら、次年度以降も引き続き対応していきたいと考えております。

○副委員長 次年度以降も報告はなされるということで、今年はず、推進計画を立てることが最初ですので、今日いただきました報告書をもとにしながら、推進に向けた取組の方向性や、どのようにして進めていくべきかというところを生かしていければということで、次の議題に入りたいと思っております。

それでは、議題2 子どもの権利に関する推進計画における主要項目についてです。

皆さんのお手元にあります資料5を見ていただきたいと思います。

この委員会では、子どもの権利を進めるための計画を作成するに当たり、どのような視点でどのような内容を盛り込んで体系をつくる必要があるのかということをおと何回かの会議の中で委員会として考え方を議論しながらまとめていく作業を行っていくこととなります。

前回の会議では、議論を行う上でのたたき台を事務局につくってもらおうという話がありまして、そのたたき台として資料5が出てきております。そのほか、前回までにイメージ

をつかむということで、高知県と川崎市と多治見市の計画などについても資料が配付されております。これらをもとにしまして、まず、事務局から説明をいただいた上で議論に入りたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、私から説明をさせていただきます。

資料5は、子どもの権利に関する推進計画における主要項目（案）でございまして、1枚目、2枚目とそれぞれあらかじめ送付させていただきました。こちらに基づきまして簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、1枚目でございます。

前回、幾つかの自治体における計画の構成についてご紹介させていただきました。そういった中で、この計画の中心となる部分、それぞれの柱となる部分をどう考えるかということを中心に、かなりざっくりとしたものですが、まとめさせていただきました。

まず、札幌市では、条例の目的を大きく三つ掲げておりまして、1枚目の一番左側にまとめて記載しております。黒丸のついた二重囲みの項目が上から三つございまして、「自立した社会性のある大人への成長」「子どもの視点に立ったまちづくり」「権利の侵害からの救済」となっております。この三つがこの条例の大きな目的ということで整理しております。その下に四つ目の黒丸で「条例に対する理解」とございまして、これ自体は目的ではございませんけれども、この目的を達成するための前提となるものでございまして、そういった意味で、一番下にあって上向きに矢印が向かっているという表現になっているところでございまして。

今回策定する推進計画は、この目的を達成するための取組の方向を示す必要があるということで、まず、条例の制定のそもそもの目的を出発点として、順次、右の方に進んでいく形になっております。

まず、「条例が目指すもの」とありまして、今回、子どもに関する実態・意識調査を実際に行いましたので、中段の「子どもに関する実態・意識調査結果より」のところでは幾つか関連が深いと思われる部分についてピックアップして掲載しております。これは、いったん整理させていただいたものでありまして、今後の議論の中でほかの調査結果が出てくる可能性も十分ございますが、この「条例が目指すもの」を踏まえた形で、その状況を示しているものについて簡単に数値の結果をまとめさせていただきました。

一番右側には、「推進計画策定に当たって重要と考えられる項目」として三つの塊を用意させていただきましたので、順次、簡単に説明させていただきます。

まず、一つ目の項目の「豊かに育つ環境づくり」については、条例の三つの目的のうち、かかわりの深いものとして、「自立した社会性のある大人への成長」「子どもの視点に立ったまちづくり」に対応する形での項目として整理しております。子どもが子ども時代に参加を含むさまざまな体験を経ながら、自分で考え、判断し、自分の行動に責任を持ち、そして他人についても尊重することができる自立した社会性のある子どもに育つといった

子どもの人格形成に対する考え方と、それを支える環境づくりという側面も有するという  
ことで、この二つを総括する形で「豊かに育つ環境づくり」としております。

この「豊かに育つ環境づくり」を実現するためにどのような取組が必要なのかという  
ことで、大きくりの要素、視点として、子どもの参加、居場所、地域づくりなど、下に四つ  
ほど例示として挙げさせていただいております。

次に、二つ目の「子どもの権利侵害からの救済」についてです。

現に悩み苦しんでいる子どもを速やかに救済するという側面と、さらには理解が進むこ  
とによって権利侵害が起きにくい社会を作っていくという二つの側面があるというふう  
に考え、一くくりの言葉にさせていただきました。

最後に、三つ目の「子どもの権利の普及・啓発」につきましては、考えられる要素とし  
ては、ここに四つございますが、普及啓発、学習、研修などといったものが上げられるの  
ではないかと考えております。

次に、2枚目に移りますけれども、これは1枚目の資料につきましてそれぞれの内容を  
もう少し詳しく記載しております。検討に当たって参考となる材料を幾つか記載させてい  
ただいております。

左から順に、推進計画策定に当たって重要と考えられる項目につきましては、権利条例  
で関係が深いと思われる主な条例の根拠文を例示しております。そして、左から2番目の  
列については、キーワード的な記載ではございますけれども、主な項目を検討の視点とい  
うことで記載させていただいております。これは、1 ページの一番右側の列にあります「推  
進計画策定に当たって重要と考えられる項目」として上げられている三つの項目の中の黒  
丸で表示している項目を条例や未来プランに掲げられている項目などを参考にしてもう少  
し細かいレベルで記載しているものでございます。

左から3番目の列は、実態・意識調査の結果でございます。1枚目にも記載してありま  
すが、より詳しく掲載しております。参考までに、一番右の列には、他都市の計画の例と  
いうことで、川崎市、高知県、多治見市の例を記載させていただきました。

このうち、2列目の「主な検討の視点」についてももう少し詳しく説明させていただきます  
。

一つ目の「豊かに育つ環境づくり」については、それを実現するためにはどのような取  
組が必要なのかということについて1枚目に項目を四つ記載しておりますが、もう少し細  
かいレベルで申しますと、参加促進や子どもにわかりやすい情報発信、地域住民等の交流  
促進、多様な体験機会の充実など、また、未来プランに掲げております居場所づくり、安  
全・安心なまちづくり、札幌らしい特色ある学校教育、さらには、食育や子育てしやすい  
環境づくりなどが該当するのではないかと考えております。

裏面に参りますと、大きなくくりの2番目、3番目の「子ども権利侵害からの救済」「子  
どもの権利の普及・啓発」のそれぞれについて、同じように「主な検討の視点」と「実態・  
意識調査結果」「他都市の計画」ということで整理をさせていただいております。「子ど



もの権利侵害からの救済」につきましては、権利侵害からの救済と未然に防止する環境づくりも要素としては考えられるのではないかと考えております。

最後に、「子どもの権利の普及・啓発」につきましては、検討の視点として、パンフレットやホームページといった広報手段や、そういう広報手段をだれに対して行うのか、そういう対象ごとの取組ということで整理をさせていただいております。

以上、資料5の2枚について説明をさせていただきましたが、これにつきましては、あくまでも議論の方向性ということでいったんまとめたものでございますので、この資料ありきということではなく、一つのきっかけということでご理解いただければと思います。一番左側にあります二重囲みの大きな項目につきましてどうあるべきか、また、三つの項目について実現するためにどのようなことを実施したらいいか、そういったことをご検討いただければと思います。

あとは、川崎市、高知県、多治見市でもそれぞれ先進的な取組がなされておりますので、そういったすぐれた部分については大いに参考になるものがあると思います。また一方では、この権利条例につきましても札幌らしい特色ある条例という位置づけもありますので、札幌の特性も生かした形の権利計画の内容になるようにいろいろとご意見をいただければと思います。

私からは以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

それでは、推進計画策定に当たって議論を進めてまいります。

まず、進める順序としまして、今回、資料5でたたき台が示されています。委員会では、これをたたき台として受けて議論をする形になります。議論するとき、推進計画策定に当たって重要と考えられる事項として、資料5の右端に書かれています「豊かに育つ環境づくり」「子どもの権利侵害からの救済」「子どもの権利の普及・啓発」の3点が上げられています。これをどのようにとらえていくか、この3点でいいどうか、さらに加えるものがあるかどうか等について議論をしたいと思います。続きまして、例えば「豊かに育つ環境づくり」の下には、子どもの参加、子どもの居場所づくり、学校教育、多様な体験、遊びなどが記載されています。推進計画を進めていく、実現していくためにどのような要素や視点を持って計画を立てていったらいいかを2点目に話し合いたいと思います。

この順番で話を進めますので、よろしく申し上げます。

それでは、一つ目のポイントです。

推進計画策定に当たって重要と考えられる項目が3点ございますが、このとらえ方については皆さんどうでしょうか。何かご意見がありましたらお願いいたします。

○C委員 Cです。

大きく三つの項目を重要項目としてとらえられているのですが、条例が目指すものというところで「自立した社会性のある大人への成長」「子どもの視点に立ったまちづくり」「権利の侵害からの救済」「条例に対する理解」と四つにされているものをあえてここで

三つに減らし、減らすと言うとよくないですね。上の二つのものを「豊かに育つ環境づくり」で一つにまとめ、下に子どもの参加、居場所づくり、学校教育、多様な体験・学びなどの四つの小さな柱を立てられています。それがちょっと漠然としているのではないかと私は思うのですが、ほかの皆さんはどのようにお考えでしょうか。

○副委員長 C委員から、条例が目指すものとして、「自立した社会性のある大人への成長」「子どもの視点に立ったまちづくり」の二つを一つにしたことについてどうでしょうかというご意見がありました。この点についてはいかがでしょうか。まとめた方がいいのか、それとも併記していった方がいいのかというところがあると思います。

○D委員 今のC委員のおっしゃることは、私ももっともだだと思います。くくって、それがどうして「豊かに育つ環境づくり」に行くのか、その間にかなりの説明がないと、なかなかそこに着地できません。むしろ、「自立した社会性のある大人への成長」と「子どもの視点に立ったまちづくり」というのは、それぞれに重要と考えられる項目を立てた方が理解はしやすいような気がいたします。

○E委員 この表の右側の「豊かに育つ環境づくり」という枠の中の四つの例示に関して思ったのですが、今のお二人の意見と関連して、この四つの黒丸を生かすとすれば、上二つの黒丸にある子どもの参加と子どもの居場所づくり・地域づくりというのはファンクションであると思います。つまり、いろいろな対象に当てはまります。学校という場にも当てはまれば、福祉の場面にも当てはまるというファンクション、機能の概念だだと思います。下二つの黒丸のうち、学校教育というのは場所を特定してしまっていますので、異質なものが四つ並んでいるように私には見受けられました。

また、先進的な取組ということで三つの自治体のプランを私たちはいただいているわけですが、川崎市が一番いいなと私は思っています。上の二つの黒丸の子どもの参加と居場所づくり・地域づくりを一つずつ柱にしていて、その中にいろいろな対象が込められているわけです。私は、非常にすっきりしていると思いましたので、この四つの例示を生かすとすれば、上の二つを軸に考えるという生かし方があるのではないかと思います。

○副委員長 ほかにいかがでしょうか。

方向性としては、条例が目指すものとしてこの二つを一つにまとめるのではなくて、二つの視点でとらえていった方がいいのではないかとというのが、どうも委員の大多数のご意見のように感じましたが、今後はそのような方向で考えて進めてよろしいでしょうか。

事務局から何か補足されることはありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 無理やり三つにまとめたというか、条例の目的も三つですし、確かに温度差のあるものをまとめている部分もありますけれども、余り項目は多くない方がいいのかなということで三つにまとめておりますので、まとめ方として整合性がつくような形でまとめていただければ、四つでも五つでも、それは中身が問題ですので、調整はしていきたいと思っております。

○副委員長 あとは、何かお気づきになったところやご意見はございませんでしょうか。

今の四つの視点を重要項目と考えてつくっていくということでもいいのか、さらに加えた方がいいものがあるのかどうかですが、F委員はいかがですか。

○F委員 私も、いきなりこの二つが「豊かに育つ環境づくり」に行くのは、あれ、どうしたのかなと思いました。あとは、「自立した社会性のある大人への成長」は、子どもたちの考えを私たちが変えなければいけないようなものかなと思うので、少し難しいことだと思います。

○副委員長 今のお話も、やはり二つのものを一つにまとめるにはというところで、同じようなご意見ということで伺わせていただきました。

あとは、この重要と考えられる項目についてはいかがでしょうか。実態調査等にあわせて何かもう少し持ってきた方がいいのではないかと、そういうようなところでもあればとは思いますが、いかがでしょうか。

○D委員 今、まとめないでという流れに来ているようですけれども、F委員がおっしゃったように、その方がわかりやすいと思います。ただ、「自立した社会性のある大人への成長」は、自分たちの考えもいろいろ自己検証しなくてはいけないという意味でちょっと難しいなおっしゃいましたね。確かにそうだろうと思います。多分、事務局がこれを「豊かに育つ環境づくり」でまとめてしまったのは、実は、「自立した社会性のある大人への成長」を1本立てして、それに対して重要項目を具体的にどういうふうに決めるのかといったときに、相当厳しいものがあって、えい、まとめて項目にしてしまえというところもあったと思います。そして、F委員の実感としても、ここが難しいねと。何があれば「自立した社会性のある大人への成長」の項目として立てられるのかというところが、多分、これからの議論では難しくなるのかなという印象を持ちました。

○副委員長 今のお話について、E委員はいかがですか。

○E委員 済みません。今の副委員長の私へのご指名は、条例で目指すもので二つに分かれているものが一つになっていることをどう考えるかどうかですか。

○副委員長 はい。二つの理念があって、その理念を一つにまとめたのは、これからいろいろと重点項目をやっていくときに、これは子どもの視点に立ったまちづくりという形で重点的な施策がきれいに分けられるのかと言われると、ちょっと難しいところがあって、一つにしたところもあったのではないかというお話でしたね。

○D委員 でも、私は、もちろん分けた方がいいと思っています。

○E委員 済みません。考えの整理がついていないのですけれども、事務方の原案としては、これで行きたいということではなくて、まずはということですね。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） あくまでもたたき台ですので、前回の議論を踏まえて、ほかの都市の調査も踏まえた上で整理させていただいたということです。正直に申しますと、「権利侵害からの救済」と広報は一つに独立すると割とわかりやすい部分がありますし、それ以外のものについては、「条例が目指すもの」の中で二つが一つになっているようなところがありますけれども、この二つが必ずイコールに分かれるかという、

ちょっと厳しい部分がございます。そういうことから言いますと、「豊かに育つ環境づくり」ということで例示を四つ挙げましたけれども、例えばほかのところで言えば、体験学習や居場所づくりといったくくりで出てきております。むしろ、「自立した社会性のある大人への成長」と「子どもの視点に立ったまちづくり」とは外れて、本当に子どもの権利を理解し、子どもがすこやかに育つにはどうしたらいいかという視点で、今のお話のように、例えば二つぐらいに分けて項目をつくるぐらいの検討がいいと思います。合理的に説明する上でこういう流れの図をつくりましたけれども、「条例が目指すもの」と必ずしもイコールの形で重要項目をつくらなければならないというものではないと思いますので、実際にこんなことが必要だなというところから逆算して、それをくくって一つの項目にすることもありかと思っておりますので、そういった部分でご議論いただければと思います。

○E委員 今、野島課長がおっしゃったのは全くもつともだと思います。私は次のことを考えていまして、具体的にこの項目の中でどんな施策をやろうかという意見を準備していたのです。今から私が言おうと思っている意見は、一つ目の項目と二つ目の項目に絡むような具体策を言おうと思っていたので、そういうことを言わせていただいく中で、こういう項目の分類はどうかと。今、副委員長は、上を決めて、次に2段目を決めてという進行でいいと思っていたのですけれども、具体的な施策を議論した後で、この項目はどうかという感じで戻っていく場面があるかなと思っていたので、すぐにお答えできなかったのです。

○副委員長 済みません。また戻ります。

G委員、どうぞ。

○G委員 いつもまとまっていない意見ばかり言って申しわけないです。今もまとまっていないのですけれども、「自立した社会性のある大人への成長」ということを考えた場合、家庭教育と学校教育と社会教育は抜かせないだろうと考えました。ここに学校教育だけが書いてありまして、学校教育はカテゴリーが違うのではないかと先ほどもどなたかおっしゃいましたが、そのとおりかと思っております。でも、きっとこれを入れなければいけないだろうと思っております。そうだとすると、家庭教育と社会教育も入れておいた方が考え方としてはいいのではないかと感じました。

○副委員長 右側の項目の中で教育というものを三つの視点で考えていくということですね。

そうしましたら、まず、重要項目と考えられるところについては四つのくくりで考えてみましょうというところまではよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○副委員長 その次に、その下につく重点項目についてお話を進めさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○副委員長 それでは、重点項目につきまして一番問題がありそうなところは、「豊かに

育つ環境づくり」で一くくりにまとめられているところだと思うのですが、これについて皆さんで議論をさせていただきたいと思います。

ここについて、先ほどE委員からご意見があるということでしたが、いかがでしょうか。  
○E委員 今のG委員のご発言に関して、私の趣旨をいま一度申し上げたいと思います。

おっしゃるとおり、学校、家庭、地域を含むべきだと思います。その際に、当然ながら、子どもの参加の場面としてそういうものが想定されるべきであり、子どもの居場所づくり・地域づくりの対象となるべきだと思います。三つ目の黒丸に学校教育と例示されていますけれども、2枚目の資料を見ていただくと、「1 豊かに育つ環境づくり」の下に四つの黒丸がありまして、三つ目の黒丸に学校教育とあり、該当する条例が第10条のみとなっております。これは、決してそうではないはずであって、子どもの参加の場面も学校であるべきですので、むしろ学校教育、家庭教育、社会教育というのは子どもの参加の中の例示として列挙すべきであり、子どもの居場所づくり・地域づくりの列挙の一つとして学校があるべきであるというのが私の意見の趣旨です。

○副委員長 子どもの居場所づくり・地域づくりに、教育関係などいろいろなものが入ってくるということですね。

「豊かに育つ環境づくり」のところは二つに分かれるとしますと、「自立した社会性のある大人への成長」という項目が主要な項目として出てきますね。そこに向けて重点的に取り組む項目は何だという話になったときに何を上げていくかというところですが、子どもの参加が一つで、両方にまたがっても構わないということではありますけれども、視点的なもので入れていくものとして何がそこに上がっていくかというところはどのようにお考えになりますでしょうか。

○C委員 私は、ここは、川崎市や多治見市と同様に、一つは参加、一つは居場所づくりという2点をメインにすればよいのではないかと思います。学校教育に関しては、先ほどE委員が言っていたことと同感であります。そして、一番下にある黒丸の多様な体験・学びに関してですが、私は、これも子どもの参加と子どもの居場所づくりの中に入れていけるものだと思っています。

先ほど、G委員が学校教育、家庭教育、社会教育とおっしゃいましたが、子どもに大事なことは、大人に教えられる教育だけではなく、もう一つは、子どもが自分自身の力で、子ども同士の力で、もしくは大人とのかかわりの中でも自分の力で育っていくということも必要だと思っています。そして、大人である私たちは、子どもたちが何とか自分たちの力でやっていく、成長していくのを支えていくことが必要になると思っています。ですから、子どもの権利を考えたときに、学校教育、家庭教育、社会教育と全部に「教育」をつけてくくってしまうのは、私はちょっと嫌なのです。大人に教え育てられるだけではなく、自分の力で、自分の思っていることを言ってみて、それを周りの人が聞いてくれる環境ですね。それから、自分が素のままでいられる居場所が自分の家にもあるし、学校にもあるし、そして家でも学校でも居心地が悪いなと思っているときには、どこかほかの場所

に自分の居心地のいい場所があることが大事だと思っています。

ちょっと長くなりましたが、大きな軸としては、子どもの参加と居場所づくりということでのよいのではないかと思います。

○副委員長 学校教育、家庭教育、社会教育は、参加の中にもやはり入ってくるということはどうですか。

○C委員 それは構わないと思いますし、子どもの居場所づくりというところでも、学校、家庭、社会もしくは地域という言葉が入っていくのが望ましいと思います。

○副委員長 今のお話ですと、「自立した社会性のある大人への成長」ということで、丸ポツが四つついているものは、全部、参加の方に入ってくるというとらえ方で考えるということですか。

丸ポツが四つ入っているのですが、その中で、子どもの参加と子どもの居場所づくり・地域づくりということで大きく二つが入ってきて、その中に学校教育や多様な体験・学びが入るというように考えた方がいいのではないだろうかというお話だと思って伺ったのですが、そういうようなことで考えてはどうかということですね。

○C委員 はい。

○副委員長 今のお話について、いかがでしょうか。

G委員、いかがですか。そこでおさまるのか、さらにもう少しきちんと教育関係を入れていった方がいいのか。

○G委員 意見を言いながら、それから、事務局の方でこういう案をつくったということを考えながら考えていたのですけれども、三つ目のポツが学校教育ですね。四つ目が多様な体験・学びなどですから、これが社会教育あるいは家庭教育に入ると思うのです。この二つは、「自立した社会性のある大人への成長」とその下にある「子どもの視点に立ったまちづくり」の二つのベースになるものかなと考えました。

また、教育というのは教えはぐくむということですから、私のイメージでも、学校教育といったときに、一方的に引っ張るというようなイメージではなくて、いろいろな意見をすり合わせながら教育活動は行われるべきものだと考えておりますので、教育という考えについては、私はそういうふうと考えているというふうにご理解いただければと思います。

○副委員長 教育のとらえ方としては、子どものためにということでは同じだということですね。

○G委員 余り変わっていないのではないかと思います。

○副委員長 そうすると、教育とか多様な体験・学びというのは、参加のところに入るとともに、「子どもの視点に立ったまちづくり」にも入ってくるというようなとらえ方でよろしいのでしょうか。ベースになるという意味では、そこをベースにして、「子どもの視点に立ったまちづくり」ということを考えるときに重要項目として入ってくるというとらえ方でよろしいのでしょうか。今の意見はそれでよろしいですか。

○G委員 はい。

○副委員長 D委員、どうですか。

○D委員 そういう形でもよろしいと思います。

あとは、重要項目を二つに分けるとして、居場所づくり、子どもの参加という感じで分けようか、その後に項目をどうつけようかという話になっていたと思います。私が今ずっと考えていたのは、「自立した社会性のある大人への成長」というのが目指すもので、右側に来たときにそれが居場所づくりとなってしまうところに少し違和感があるのです。「自立した社会性のある大人への成長」というのは、子どもの側にもものすごく働きかける主体性が期待されているのですけれども、それが重要項目に来たときに居場所づくりとなると、ちょっと引いた感じになって、そこの移行に違和感があるのです。もし、ここの重要項目に「居場所づくり」という言葉を使うのであれば、どういう居場所をつくるのか、社会とかかわる居場所づくりとか、そういうようなものがないと、ただの居場所づくりですと、「自立した社会性のある大人への成長」とつなぎが悪いというか、説得力がないなと考えていました。

○副委員長 今の点はいかがですか。

H委員、いかがでしょうか。

○H委員 頭の中が少し混乱しているのですけれども、ここを考えていくときに、子ども自身がどうなっていくのがいいのかという視点と、そのために周りでどういう条件を整えてやるかということだと思います。私自身は、先ほど社会教育や家庭教育の話がありましたけれども、子どもにとってはすべての大人が教育者だと思っているのです。すべての大人は教育者であるべきであるという根本の発想を持っています。地域の方でも保護者でも、ある面では子どもは大人を見て育っていくのだと思います。ですから、子どものいろいろな場を整えてやるとともに、大人が子どもをどう導いていくかといいますか、その辺で条件的な物の考え方をしっかりしていかなないと何もならないかなという気がしています。ですから、子どもの参加といっても、子ども自身がいろいろなことをできるわけではないし、そのために我々大人がどういうふうにするかという気がしています。その辺がこの条例の大きいところではないかという気がしています。もちろん、学校も仕事として学習指導要領に基づいていろいろな教育活動をやっているのですが、それだけではないと思います。子ども自身が問題解決をする中で育つといっても、その子ども自身が育つための何らかの条件整備は、やはり、発達段階に応じて大人が考えていきながらという側面は外せないのではないかという気はしています。

○D委員 今、H委員がおっしゃったことで、そうだなとつくづく思いました。そうすると、「自立した社会性のある大人への成長」というのは、環境づくりを我々の側でどういうふうにするかという視点ですし、「子どもの視点に立ったまちづくり」というのは、子どもの参加をどう促すかという視点だと思うのです。ですから、今、H委員がおっしゃったように、「自立した社会性のある大人への成長」を重点項目に、さらにサブ項目として何かくくりをつけるのであれば、居場所づくりよりも環境づくりの方がいいと思います。

環境づくりと何とかのとつけてもいいのですけれども、環境づくりと、もう一つは子どもの参加というくくりになると思います。それで、今度はそれに合わせた項目を入れていく感じの方がすっきりするのかなと、今、H委員の意見を伺っていて感じました。

○副委員長 何か、ちょっと混乱してきましたね。

今までは二つあるということで、「自立した社会性のある大人への成長」を促すためというか、子どもの主体的な力をいかに出してあげるか、要するに、成長発達権をどう考えるかということが一つで、そこを促すための施策はどうですかと。でも、そういう施策をする上で、やはり、環境をきちんと整えなければいけませんと。そのための重点項目として、事務局でたたき台をつくっていただいたときに考えたのは、「子どもの視点に立ったまちづくり」ということですか。環境をつくるという意味で考えた重要な項目は、視点のところでとらえているのか、成長発達のところにとらえているのか、そこはどうですか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） どちらかという、1点目は目的で、2点目が今言った環境の内容という形なのかなと考えております。

○副委員長 そこが目的で、次が環境という話になってくると、確かに事務局でつくっていただいたたたき台もなるほどなという感じがしてきますね。

もう一度返って、どんなものでしょうか。

E委員、いかがですか。

○E委員 右側の項目の件ですけれども、D委員がおっしゃるとおり、二つ目の居場所づくりという表現にちょっと引いたところがあるのであれば、いじってもいいかなと思ってはいるのですけれども、私のイメージとしては、自立した社会性のある大人になるためには、子どもたちは受けとめられている、大人にも札幌市にも受けとめられている、安心できるというのがまずあって、その後でトライアル・アンド・エラーの機会を与えられて、学ぶ機会を与えられて、その結果、最終的に自立した社会性のある大人になっていくということだと思いますので、右側の二つの項目は、まず、受けとめられて二つ目の項目で、安心・安全を保障された後にトライアル・アンド・エラーでどんどん学んでいくというのが子どもの参加ということかなと思っていますので、そういう趣旨であれば、文言云々は言いません。

ただ、川崎市ではほぼこのとおりになっていて、特に私も悪くないと思ったものですから、子ども未来局の原案の4項目を生かすということで、私は、先ほどそのように申し上げたところです。やはり受けとめられていないという札幌市の実態を我々がまず認識した上で議論をすべきかなと思っています。というのは、配付された資料の現状の2段目に、条例で守られていないと思う権利として、いじめや虐待、体罰から守られていないとか、障がい、民族、国籍、性別、家族のことで差別されている子どもが多いわけです。そういう意味では、まず、こういった子どもたちの実態をどう把握してどう受けとめるかということが自立へ向けた根本になればいけないわけで、そういったことを言えれば、別に名称は構わないというか、この項目に入っていればいいということですよ。



○D委員 E委員のおっしゃるとおりだと思います。

それであれば、受けとめる環境をつくってあげるということがすっきり入った方がいいと思います。居場所という言葉は、普及し過ぎていろいろな感じで受け取られかねないところもあるので、ストレートに子どもたちを受けとめる環境づくりという感じはどうでしょうか。

○E委員 どういう言葉がいいのかは、少し練る必要があると思います。

○D委員 E委員のおっしゃることはそのとおりだと思います。ですから、ここで言えることは、子どもたちを受けとめる環境をつくって、「自立した社会性のある大人への成長」を促すことがワンポイントで、もう一つが子どもの参加ということで整理できるのかなと思いました。

○副委員長 皆が考えている内容がイメージ的には大体同じものになってきたのかなという感じはします。

それから、先ほどE委員がおっしゃられた虐待やいじめなどの問題は、絶対にあってはならないことということで、「子どもの権利侵害からの救済」で押さえていって、それが当然あることを前提にして、どういうようにしてつくっていくかというのが、「豊かに育つ環境づくり」だというくくりではないかなという感じがしました。

それでは、次のつくりのところは、事務局でつくったたたき台の形でもいいととらえていいのでしょうか。わざわざ二つに分けずにこれで一つにして、重点項目の中に何を盛り込んでいくかを考えていくということでもいいのか、ここはどうですか。

○D委員 二つに分けた方がいいと思います。

○副委員長 では、二つに分けていって、それぞれの重点項目に何をを入れていくかですが、今、丸ポツが四つついていますね。子どもの参加、居場所づくり、学校教育、多様な体験・学びの四つがあるのですが、この表現でいいかどうかということと、さらに加えていくものがないかどうかです。ここら辺はどのように考えたらいいでしょうか。

何かご意見はございませんか。

○D委員 今までの議論からいくと、子どもを受けとめる環境づくり、もしくは居場所づくりが一つと、大きなくくりで子どもの参加を入れて、子どもの参加のところには、項目として地域づくり、多様な体験・学びが入るのかなと思います。ですから、子どもの参加は、項目ではなくて、一つ抜き出すのです。そして、項目が地域づくり、多様な体験・学びなどになるのかなと思いました。そして、環境づくりのところには、項目として子どもの居場所づくりが一つ、それから学校教育、家庭教育、社会教育が入って、そこで環境を与えるということです。今までの流れから言うと、そんな感じの整理になるのかなと思いました。

○副委員長 今のようなご意見でいかがでしょうか。

○C委員 私は、基本計画の大きな柱として、参加という言葉と居場所づくりもしくは環境づくりの二つが盛り込まれればはっきりすると思っていますので、そういうたぐいの言

葉が大きな柱として出ていけば、細かいことはいいのではないかと思います。

○副委員長 H委員、いかがでしょうか。

○H委員 それでいいかなと思って黙っていました。

○副委員長 A委員、いかがですか。

○A委員 いいと思います。

○副委員長 では、参加と居場所づくりという言葉がきちんと入った方向で考えていきたいと思います。

今日はこのぐらにしておいて、次回までに事務局の方でたたき台的なものをつくっていただく形にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

大きなものができて、それを実現していく項目も重要だと思いますので、もし、これを入れてほしいとか、ここにぜひ入れてほしいということがありましたらいただいのですが、よろしいですか。

次回、さらに詰めて話をしていって、これも入れてという話になっていくかもしれませんが、本日のところはそういう形にして、次回までに事務局にもう一度お願いする形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○副委員長 それでは、議題2についてはこのような形で本日は終わらせていただいて、議題3に進ませていただきます。

議題3は、子どもとの意見交換についてです。

前回の会議の中で、さまざまな子どもから意見を聞いてという意見が出されました。本日は、事務局から意見交換についての案が出されておりますので、どのように子どもの意見を聞いていくかを決めていきたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

資料6、子どもの権利に関する推進計画における「子どもの意見」について(案)というA4判1枚の資料に基づいて説明させていただきます。

まず1点目は、ワークショップ・意見交換等で意見を聞く相手でございます。

一応、例示ということで五つほど挙げさせていただきました。一般の学校であれば、例えば中学や高校から1校を選んで、生徒会を中心に募集していただいて、放課後等に意見交換をします。あとは、子ども議員であれば、昨年募集しておりますので、そういった方々を対象に意見交換をします。ただ、実際にやるとすれば夏休み期間中かなと思います。

あとは、障がいのある子どもにつきましては、例えば高等養護学校に出向いて放課後に意見交換をすることも方法としてはあると思います。また、外国籍の子どもで言えば、学校の中で外国籍の子どもが多く通っている学校を選んで、そこに行って放課後等に意見交換をするということもあるでしょうし、北海道朝鮮初中高級学校等に行って放課後に意見交換をする方法もあるかと考えております。また、不登校の子どもにつきましては、フリースクールなどが幾つかございますので、調整は必要ですけれども、子どもたちと意見交

換をすることは考えられるかということで、例示として簡単に挙げさせていただきました。

では、実際に何を聞くのか、子どもに会ってどういうことを聞くのかということで、聞き取る内容について2点目に整理させていただいております。今回は、実態調査ということで幾つか調査をさせていただきました、その結果を踏まえた形での聞き取りということになるのですが、例えば、子どもの権利について知っているという部分が非常に低かったので、それが本当にそうか、知っているかどうかということに関することや、今回、子どもの権利について守られないという割合が高かった項目がございますので、実際にそういうふう認識しているのかどうか、さらには、日常生活で子どもたちがどう思っているのか、そういったものも3番目に記載させていただいております。

今回は例示ということで挙げさせていただきましたが、いずれもこれをきっかけにして具体的な項目についてやりとりすることになると思いますし、今日ご議論をいただいた結果も踏まえて、今後、先方に了解をいただいた上で実際にお伺いすることになると考えております。具体的な日程や時間帯については、今後、先方との調整になりますけれども、多くの場合は、放課後に学校へ行って1時間程度の意見交換を行うことになると思います。その際、日程や時間帯から、前回、高校生委員の3名の方からご協力いただけるというお話がありましたが、実際には高校生委員だけでは厳しいと思いますので、できる範囲で結構ですので、例えば各回1人、2人、ほかの委員の皆さんにもご協力いただければ、より多くの意見を聞けるかと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○副委員長 ありがとうございます。

今、事務局からご説明いただきましたが、子どもの意見を聞く対象として例が幾つか挙がっています。対象としてこのような形で決めていいかどうか、どこか抜けているところはないかどうか、それから、子どもから意見を聞く項目、内容についてこの形でいいかどうか、このことについてご意見をいただきたいと思っております。

最初に、意見を聞く対象ですが、前回、いろいろなところからご意見を聞きましょうというお話が出たものですから、こういうようにいろいろなお子さんたちのお話を伺うという形で出てきています。これについてはいかがでしょうか。ご意見がありましたらお願いいたします。

I 委員、いかがですか。

○I 委員 子どもの権利に関することなので、フリースクールなどに通っている不登校の人たちは、子どもの権利を侵害されたとか、そういうことを自分の中で考えている人たちではないかと思っております、もし可能なら、不登校の人たちと意見交換をしてみたらいいのではないかと思いますし、それに対応して、中学や高校に通っている生徒に聞いてみて、比較などをしてみたらいいのではないかと思います。

○D 委員 学校と子ども議員が分かれていますけれども、子ども議員というのは小学生ですか。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 小学生から高校生までです。

○D委員 全部網羅されているんですね。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） ただ、実際には、21年度は41人の子ども議員がいらっしゃいましたので、その方々に手紙を送って、来られる方に集まってもらう形になると思います。高校生委員は5人おります。

○D委員 わかりました。ありがとうございます。

そうすると、学校生徒会などと子ども議員が重複する必要はないと思います。どちらかでいいのかなと思います。

もう一つお聞きしたかったのは、手法です。ワークショップ・意見交換会等で聞くとなっていますけれども、多分、不登校のお子さんとか外国籍のお子さん、もしくは障がいのあるお子さんに関しては、この手法ではちょっと不都合があるのかなという気がします。ある程度は1対1的の聞き取りの方法がいいのかなと、ワークショップとか意見交換会ではどうなのか、できるのかなと思います。要するに、形式が全部同じわけにはいかないのではないかなという印象を持っております。

○副委員長 今の点について、事務局の方で何か案をお考えになっていらっしゃいますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 表現としてワークショップ・意見交換ということで出ささせていただきましたが、当然、属性に応じて接し方が異なってくる部分はございます。例えば、今日、こういう子どもたちにお話を聞きたいという方向性が決まれば、実際に先方と具体的にどうやって進めていったらいいかということも含めて調整したいと思っております。確かに1対1に近い方がいいものもあれば、向こうは仲間同士ということでもかえっていろいろ意見が出る場合もひょっとしたらあるかもしれません。それは、先方の先生方とも相談しながら、またフリースクールもどこか個別というわけにはいかないので、フリースクールの集まりのようなものがあると聞いていますので、そういったところと相談させていただいて、どういうふうに進めていったらいいかを決めたいと思っております。

あとは、子ども委員と学校がかぶる部分もあるのですが、例えば高校生委員に協力をいただこうと思ったら、高校生委員のいる高校に行けばそこで一つ聞けるかなということもありまして、あえて学校というものも一つあっていいのかなと思っております。子ども議員は、1年間活動をしていて仲間同士になっている部分があるので、意見は聞けるのですが、それとは全く別に新たな意見をということで言えば、あってもいいのかなということで、あえて二つを入れさせていただいたところです。

○副委員長 そうすると、学校というときに、小・中・高ということですか。それとも高校だけですか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 高校、場合によっては中学ぐらいで考えています。

○副委員長 先ほどの子どもの居場所の話ではないですが、やはり、子どもが参加して意

見を述べやすい環境をつくってあげて、そこでお話を聞かせていただくという配慮はきちんとするということですね。そこはきちんとしなければいけませんね。

○D委員 ひとり親の子どもはいかがいたしましょうか。しない方がいいというご意見もあるかもしれませんが、2番目に家族のことなどを書いてありますので……。

○副委員長 B委員は、今のひとり親家庭のお子さんたちの意見を聞くというご意見についてはいかがでしょうか。

○B委員 ある意味ではとても大事なことだと思います。今は非常に多くなっておりましてね。一般家庭から比べたら生活の面で大変ですし、大変ふえて思いますので、必要なことだと思います。

母子家庭の場合ですと、お母さん自身が子どもとお話する機会がないぐらいですので、そういう調査のようなことでお目にかかっているいろいろなお話を伺ったら、きっと思いがけないことがたくさん出てくると思います。聞いていただけたら、逆にいいのではないかと思います。

○副委員長 そののところも対象の一つにできるかどうか、今の段階ですぐにできるかどうかということもあると思いますので、検討の対象に入れることでいかがでしょうか。

○H委員 私どもがひとり親の子どもがどう感じているかを把握したいのはわかるのですが、実際にひとり親の子どもをセレクトしてというのは、私ども学校教育を担当している方からは難しいですね。別な問題がいろいろ出てきます。外国籍もそうですけれども、子どもがそのところでどうのような負担を感じているか、子どもが何かの大きな応募の中で主体的に行くのであればいいのです。我々も、子どもの環境の情報があります。ただ、おまえ、行ってこいと言ったらおかしいですけども、これはまず100%無理です。こういうことを押さえて、調査的なものに踏み込めるかどうかは別な検討だと思います。

○副委員長 そういう問題もいろいろあると思いますので、一応、検討するということですね。

それでは、対象は、今のようなことで大体よろしいでしょうか。

○A委員 それぞれ対象の子どもたちところに出向いていくということが先ほど出ていたと思うのですが、いろいろな子どもたちを集めてというふうには考えていないのでしょうか。それぞれ障がいのある子どもの学校に行く、外国籍の子どもたちの学校に行くということ以外に、いろいろな子どもたちを集めてという形は考えられないのでしょうか。それぞれに行って話を聞くのも大事かと思うのですが、いろいろな子どもたちの意見を聞いて、自分もどう思うかという意見を述べる場があってもいいのかなと感じています。

○G委員 先ほどH委員もおっしゃっていたのですが、全く同感で、ひとり親のことについてもそうなのですが、例えば外国籍の子どもとか、障がいを持った子どもとか、成人に達した人をそういう形で集めて意見を聞くことは大変よくわかるのですが、発達段階にあ

る子どもをそういう形で集めるということは、基本的には無理ではないかと思えます。意見を聞きたいという思いはわかりますが、そういう形で意見を求めることは、発達の途中にある子どもの心を考えると避けた方がいいのではないかと、逆に言うと自己抑制が必要ではないか、そんなふうを考えております。

学校にいましたら、ひとり親、両親がいない、親に捨てられた、そういう子どもはたくさんいます。けなげに生きています。そういう子どもの幸せに向けてとにかく頑張っているというのが今の学校教育で非常に求められていることではないかと思っております。今日は欠席していますが、秦委員のところの子どもとか、子どもながらにいろいろな人生の背景を背負っています。その子どもたちを何とかしたいという気持ちで学校は頑張っておりますが、そういう子どもから意見を直接聞くというのは大変やっつけられないことなのではないかと思えます。こちらが押しはかっていくしかないことなのではないかというふうに考えております。

○副委員長 私がしゃべってしまっているのかどうかかわからないのですが、いろいろな障がいがあったり、いろいろな問題を抱えた子どもたちを一堂に集めて、その中で本当に子どもたちを傷つけずに子どもたちの意見を出してもらえるのだったら、それはすばらしいことかもしれません。ただ、それをやるには、さあ、皆さん、集まってきてください、さあ、話してくださいでは、かえって子どもたちを傷つけてしまうことになりかねないので、その方法はとれないなという感じがします。ただ、学校教育を離れて、もし、いろいろな問題を抱えた子どもたちが自分たちの問題を話してもいいと言ってもらえるような環境で話を聞けるのであれば、それはぜひ聞いて、それを集約して、計画の中に少しでも入れられるものがあるのであれば入れたいというか、その子どもたちの声を聞いて入れたいという思いもあります。それができるかどうかは、先ほどお話があったように、これからいろいろなところにお話をして、可能であればお話を聞かせていただくというような方向性を市の方も多分考えていると思うのですが、方向としてはそういう方向でいかなもののでしょうか。子どもを傷つけるようなことになるような形では絶対に聞かない、そこは絶対に無理はしないけれども、できれば、子どもたちのために、お話を聞かせてもらえるのだったら聞かせてもらいましょうというところで進めるということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○副委員長 次に、意見を聞く項目についてですが、この項目について何かご意見やご感想等はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○副委員長 それでは、この内容で進めるということではよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○副委員長 次に、先ほど事務局から話がありましたが、委員も訪問先に行くことに協力してほしいということで、できる委員は積極的にご協力いただきたいのですが、今日決めた方がよろしいのですか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 立候補は受け付けます。ただ、今もお話ししたように、実際に先方と交渉して、いつ何うかは先方の都合を優先する必要がありますので、仮に希望しても行けない方もいらっしゃるかもしれませんから、いったん整理をさせていただいて、次回、どうやって進めるかについて提案させていただきます。その段階で、ご協力いただける方はご協力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○副委員長 わかりました。

それでは、具体的な実施については事務局の方で調整していただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、本日は三つの議題がありましたが、議題についてはすべて終了いたしました。

### 3. その他

○副委員長 次に、その他としまして、次回の日程について事務局から説明をいただけますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、次回の日程についてご説明させていただきます。

当初の予定ですと、9月いっぱい、あるいは10月当初に答申をいただくということで、それまでの間、今日いろいろご議論いただいた柱を中心に今後も話し合われていくことになると思うのですが、ある程度目に見えるような形にするには、少し集中的に委員会を開いた方がいいのかなというのが我々の考えでございます。そこで、お忙しいところを恐縮ですが、もしよろしければ、次回、7月の第1週、第2週のあたりで各1回ずつ開催させていただいて、今日幾つか議論になりました部分をより深めるような形で進めることができなかと考えております。

日程的には、月曜日、火曜日という話でしたので、7月5日、6日のいずれかに第6回、7月12日、13日のいずれかに第7回という形で開催できればと考えております。

委員の皆様のご都合については後ほど確認させていただきますけれども、夏休みというか、8月の前に形になるものをいったんつくった上で、それを踏まえて9月、10月でまとめていった方がいいと思いますので、通例よりも回数が1回多いですけれども、そんな形でご協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

○副委員長 次回開催について事務局の方から提案がありましたので、皆さんもお忙しいとは思いますが、これから重要なところに入っていきますので、日程調整をよろしく願いいたします。次回、次々回あたりで具体的な中身に入るということです。

委員の皆さんから、何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

### 4. 閉 会

○副委員長 それでは、本日の委員会はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

以 上